

講 演

軽微犯罪の非犯罪化

Z・ゴスティンスキー
中空壽雅訳

1 軽微犯罪の非犯罪化の問題は、ドイツ刑法解釈学では、犯罪と秩序違反との区別の問題として扱われるのが通常である⁽¹⁾。そして、ドイツの刑法理論では、両者を区別する基準は、刑法に規定されている制裁と秩序違反法に規定されている制裁の性質の違いに求められている。つまり、犯罪を行った者に対して規定されている制裁のみが刑法上のものと考えられているのである⁽²⁾。刑法上の制裁と刑法外の制裁の境界線は、ドイツの法秩序においては明確であるように思われる。

2 ポーランド法では、犯罪、つまり重罪と軽罪のほかにも、刑罰と刑事上の処分が予定されている所為、すなわち軽犯罪（違警罪：Übertretung）が存在する。ポーランド法でのこの二つの領域、つまり刑法と軽犯罪法の制裁システムの差異は、ドイツでの刑法と秩序違反法の制裁の差異ほど明確ではない⁽³⁾。しかし、それにもかかわらず、ポーランドにおいても、非犯罪化の問題は、犯罪と軽犯罪の区別の問題として扱われている。そして、ポーランドの立法経過では、立法者によって軽罪が軽犯罪へと変更されて来たという現象がみられる。このような現象を、**Andrejew**（アンドゥレフ）は、「犯罪の違反化

(1) Roxin, Strafrecht, Allgemeiner Teil, Band 1., München 1992, S. 17; Jescheck, Einführung, in: Strafgesetzbuch, München 1998, S. XIV. 参照。

(2) Roxin (1), S. 17参照。

(3) 軽犯罪については、ポーランドでは、30日以下の拘留も規定されている。この刑罰は、犯罪について規定されている自由刑と同様に、自由の剥奪を伴う。1月以下の自由制限刑も軽犯罪に関して規定されている。罰金刑は、犯罪にも軽犯罪にも規定されている。刑事処分の枠内でも同様に、刑法でも軽犯罪法でも同一の手段が規定されている。たとえば、過料、損害回復、運転免許の剥奪がこれである。

(Kontraventionalisierung)」と特徴づけている⁽⁴⁾。完全な非犯罪化とは異なり⁽⁵⁾、軽罪を軽犯罪と変更することで、広義の可罰性の阻却が同時に生じるのではなくて、それは答責性の種類の変更と結びついているにすぎない。しかし、それにもかかわらず、上述の立法経過は、非犯罪化現象の一要素と考えることができるのである。

Gardocki (ガルドツキー) が、継続的な非犯罪化傾向は何ら見られないと述べているのは正当である⁽⁶⁾。ポーランドの立法の展開が示しているのは、この正当な指摘が完全な非犯罪化にも「犯罪の違反化」にも当てはまるということである。従来は軽罪であった所為を軽犯罪に変更するという現象の看取できる範囲は、完全な非犯罪化のそれよりは広範に渡っているので、以下ではまず第一に、「犯罪の違反化」について述べることにする。

3 ポーランドの立法の経過において、従来は軽罪であった所為を軽犯罪へと変更するという個別的な例は、立法の初期段階でもまた最近でも見出すことができるが、1966年6月17日の法律⁽⁷⁾が、この現象にとっては決定的な意味をもっている。立法者は、当時、軽窃盗とその他のいくつかの所有権に対する軽罪と財産に対する軽罪を軽犯罪へと変更するという決定を行った。その際に、犯罪と軽犯罪との区別の基準は、損害価値に求められた。そして、この基準は、一定の金額によって決定された⁽⁸⁾。

1972年1月1日に、ポーランドでは、軽犯罪法の領域での新法が施行された。上述の1966年6月17日の法律によって導入された財産罪の領域での犯罪と軽犯罪との区別基準は、1971年5月20日の軽犯罪法⁽⁹⁾では、基本的には何らの

(4) Andrejew, Ustawowe znamiona przestępstwa (法律上の構成要件要素), Warszawa 1978, S. 62. 「違反化」という概念は、Andrejewによって、フランス語「Contravention」に従って構想された。

(5) Filar は、完全な非犯罪化を「一定の行為態様の法的な中性化」と特徴づけた。Filar, Die Kriminalisierungspolitik der III. Republik Polen, in: Strafrecht und politischer Systemwechsel. Materialien aus dem polnisch-deutschen Strafrechtskolloquium Strafrecht und politischer Systemwechsel, Kraków 30. 09-3. 10. 1996, Kraków 1998, S. 310をみよ。

(6) Gardocki, Zagadnienia teorii kryminalizacji (犯罪化理論の諸問題), Warszawa 1990, S. 27 i n.

(7) Dziennik Ustaw (法令集) 1966, Nr. 23, Position 149.

(8) この額は、所為によって異なる。たとえば、軽窃盗は、森林窃盗よりも額が低い。

(9) Dziennik Ustaw (法令集) 1971, Nr. 12, Position 114.

変更も加えられなかった。とはいえ、損害額の形で決定された軽罪と軽犯罪との区別はその後放棄されることとなったが、そのような変更は、もっぱらインフレに結びついていたのである⁽¹⁰⁾。さらに、所為の特殊事情が存在する場合には、損害額にかかわらず、それぞれの所為が犯罪とされた。この特殊事情に属するものとしては、a) 武器、弾薬、爆薬の窃盗、b) 住居侵入窃盗、c) 強盗的窃盗がある。

当初は、累犯もすべて犯罪と見なされていたが、1985年5月10日の法律⁽¹¹⁾によって、そのような限定は放棄された。

1966年に従来は犯罪であった所為を軽犯罪に変更したことによって、犯罪、特に所有権犯罪及び財産犯罪のうちあまり重大でないものについて、司法の負担軽減という結果がもたらされた。しかも、このことは、その当時、いわゆる社会主義的な立法者のよき意思の現れであるとされたのである。しかし、実際には、このような変更は、まったくパラドキシカルな結果を生むこととなった。既に指摘したように、新たに財産上の軽犯罪とされた行為を行った者は、それに相応する軽罪の行為者よりもより厳しく扱われることとなったのである⁽¹²⁾。この点でのパラドクスを説明するために、ここではポーランドの軽犯

(10) とりわけ60年代ないし80年代に、ポーランドでは強烈なインフレ現象が現れたので、軽罪と軽犯罪との間の額の差が立法者によって次第に放棄された。1995年6月12日の法律 [Dziennik Ustaw (法令集) 1995, Nr. 95, Position 475] によるこの額の差の最終的な改正は、インフレの水準と釣り合いなものとなった。

(11) Dziennik Ustaw (法令集) 1985, Nr. 23, Position 100.

(12) Gubiński, Gardocki, Drobne kradzieże mienia społecznego, indywidualnego i osobistego (w świetle badań aktowych w Warszawie i Siedlcach) [社会的財産、個人的財産及び一身的財産の軽窃盗罪 (Warszawa と Siedlce の記録研究の観点での)], Studia Prawnicze 1974, H. 2, S. 145ff.; Florek, Zoll, Z problematyki pogranicza przestępstw i wykroczeń (犯罪と軽犯罪との境界領域の問題), Nowe Prawo 1975, H. 3, S. 263ff.; Filar, Dekryminalizacja i jej efekty (非犯罪化とその効果), Nowe Prawo 1975, H. 12, S. 1542 ff.; Gubiński, Welfeld, Drobne paserstwo w świetle badań w sadach i kolegiach do spraw wykroczeń (裁判所と合議体での研究に照らしての軽贓物罪), Studia Prawnicze 1975, H. 3, S. 129ff.; Pleńska, Recydywa drobnych kradzieży mienia (軽窃盗の累犯), Państwo i Prawo 1977, H. 2, S. 95f.; Welfeld, Przestępstwa i wykroczenia oszustwa na szkodę konsumenta (Na podstawie badań aktowych z terenu Warszawy) [消費者に対する詐欺に関する犯罪と軽犯罪 (Warszawa 地域の記録研究に基づいて)], Państwo i Prawo 1977, H.7, S. 88

罪事件での司法システムについてやや詳しく述べなければならない。

1951年12月15日の法律⁽¹³⁾が施行された1952年以来、ポーランドの立法では、軽犯罪事件に関しては、裁判所以外の機関が管轄を有することになった。この機関、つまり、いわゆる軽犯罪事件に関する合議体 (die Kollegien für Übertretungssachen) は、当初は、行政機関として位置づけられた。それは、当時原則として二審制で事件処理を行った。司法コントロールは、合議体の禁錮刑と自由剥奪刑の決定についてのみに制限されていた。1990年6月8日の法律⁽¹⁴⁾がようやく、この領域での根本的な変更をもたらした。それによって、第二審の合議体は廃止され、存続した第一審の合議体は、組織上裁判所と位置づけられることとなり、合議体の決定はすべて司法コントロールに服することになった。この領域でのポーランドの立法の今後の展開は、1997年4月2日の基本法によって決定された。軽犯罪事件についての合議体の管轄は、基本法237条1項によって、一時的に、基本法の施行から4年間、すなわち、2001年10月16日まで維持されることとなった。この期間の経過後は、すべての軽犯罪事件の管轄は裁判所へと移されることとなり、そのことで、基本法46条により保障されている裁判を受ける権利が実現されることになった。

上述の1966年6月17日の法律によって行われた従来の犯罪の軽犯罪への変更

ff.; Buchała, Zoll, Niektóre problemy pogranicza kodeksu karnego i kodeksu wykroczeń (刑法典と軽犯罪法典との境界領域の個別問題), *Zeszyty Naukowe Instytutu Badania Prawa Sadowego* 1977, H. 7, S. 122ff.; Siewierski, *Polityka karania na styku przestępstw i wykroczeń* (犯罪と軽犯罪との境界での刑事政策), *Zeszyty Naukowe Instytutu Nadania Prawa Sadowego* 1978, B. 9, S. 9; Szumki, *Zwalczanie drobnych kradzieży w polskim ustawodawstwie karnym oraz pratyce ścigania i ozechnictwa* (ポーランドの立法, 刑事訴追実務並びに判例における軽窃盗の防圧); ders., *Przekwalifikowanie przestępstw w wykroczenia* (Konsekwencje w sferze polityki karania) [犯罪の軽犯罪への変換 (刑事政策の領域での帰結)], *Państwo i Prawo* 1980, H. 5, S. 88ff.; J. Skupiński, *Kierunki deskonaleń polskiego prawa wykroczeń* (ポーランド軽犯罪法の精密化の方向性), *Studia Prawnicze* 1981, H. 4, S.34; Marek, *Problem kodyfikacji prawa wykroczeń*, w: *Materiały międzynarodowej konferencji Problemy współczesnego prawa wykroczeń*, 8.-11. X. 1986 Karpacz [軽犯罪法編纂の諸問題 (現在の軽犯罪法の諸問題に関する国際会議資料所収)], Wrocław 1986, S. 10を参照。

(13) *Dziennik Ustaw* (法令集) 1951, Nr. 66, Position 454.

(14) *Dziennik Ustaw* (法令集) 1990, Nr. 43, Position 251.

は、ポーランドの刑法解釈学では、犯罪の「二分の一化（Halbierung）」と特徴づけられた⁽¹⁵⁾。前述のパラドクスは、財産上の軽犯罪を行った者が合議体によって相対的にきびしく処罰されることになったにもかかわらず、他方ではそれに相応する軽罪の行為者がしばしば処罰を免れたという点にある。これは、裁判所や検察官が、軽微性を理由として、刑事手続の打ち切りの可能性を規定している条文を適用した結果である。この手続打ち切りの可能性は、ポーランドの軽犯罪法では認められていない。それゆえに、1966年6月17日の法律によって導入された変更は、ポーランドの刑法解釈学では厳しく批判されており、「みせかけの」あるいは「間違った」非犯罪化であるとされている⁽¹⁶⁾。現在準備されている軽犯罪法草案では軽窃盗が軽犯罪とはされていないが、その点では、このような批判は効果があったということもできよう。そして、このことは、立法者は、将来財産罪の分野での「二分の一化」を除去しようとしているということを意味する。したがって、窃盗はすべて犯罪とされることになった。もちろん、従来は軽犯罪とされていたものは、あまり重大でない事案とされることとなろう。

4 従来軽罪であったものを軽犯罪へと変更することが、ポーランドの立法の進展において、犯罪の「二分の一化という方法」を通じてのみ行われたというわけではない。従来犯罪とされていたものをきわめて単純に軽犯罪に変更したといういくつかの事例が存在する。このことはとりわけ、道路交通の領域での犯罪にみられる。

以前に、1959年12月10日の法律により⁽¹⁷⁾、道路交通における酩酊がすべて軽罪とされた。1971年5月20日の軽犯罪法87条によれば、アルコール飲料あるいはその他の酩酊手段の飲用後の自動車運転は、軽犯罪として拘留ないし罰金

(15) この概念は、ポーランドの専門文献では、決して正確な意味では使用されていない。Grostyński, Problem wykroczeń przekształconych z *wystęków* w perspektywie reformy ustawodawstwa karnego (刑法改正の観点での犯罪から軽犯罪への変換問題), *Przegląd Prawa Karnego*, B. 2, S. 23ff. を見よ。

(16) Crieślak, Doda, *Węzłowe zagadnienia postępowania karnego. Ocena realizacji kodyfikacji z 1969 r.* (刑事訴訟の中心問題—1969年の法典編纂実現についての一考察), *Zeszyty Naukowe Instytutu Badania Prawa Sadowego* 1978, B. 9, S. 169; Śliwowski, *Teilnahme an der Diskussion. Diskussionsbericht*, *Zeszyty Naukowe Instytutu Badania Prawa Sadowego* 1978, B. 9, S. 119f; Marek 注 (11), S. 11

(17) *Dziennik Ustaw* (法令集) 1959, Nr. 69, Position 434.

をもって処罰されている。ポーランドでの最近の議論展開によれば、非犯罪化は何ら継続的な傾向ではない。議員グループは、最近、道路交通における酩酊をすべて再び軽罪とすることを提案した。これは、道路交通における酩酊に対しわめて批判的な世論を示す研究成果への一つの解答であった。

道路交通の領域で従来は軽罪であったものを軽犯罪へと変更することの最後の例は、過失による事故である。1969年の刑法145条1項では、過失によって交通事故を起こした者は、被害者の身体傷害や健康毀損あるいは重大な財産的損害を発生させた場合のみ処罰されていた。1997年の新刑法177条1項は、過失による交通事故を、その結果として、被害者に重大な身体傷害や健康毀損をもたらした場合にのみ可罰的なものとしている⁽¹⁸⁾。このことは、過失により交通事故を起こしたが軽度の身体傷害ないし健康毀損あるいは重大な財産上の損害をもたらしたにすぎない者は、刑法に規定された可罰性の範囲外にとどまることを意味する。彼は、軽犯罪法86条に規定されている軽犯罪の行為者としてのみ処罰される。この場合の軽犯罪の本質は、ある者が道路交通における危殆化を過失によって惹起したという点に求められる。そして、これは、軽犯罪法の刑法に対する補充性を示す格好の例である。この領域での過失による交通事故の非犯罪化は、次のように興味深い方法で説明された。すなわち、1997年の刑法草案を作成した政府委員会は、この法的紛争の解決には、刑法よりも民法や保険法や軽犯罪法の方が役立つという理由を挙げている⁽¹⁹⁾。このような方法で、法益保護の領域での刑法の補充性が強調されたのである。換言すれば、刑罰は、「最終手段（ウルティマ・ラティオ）」と考えられているのである。

5 ポーランドの立法の進展において、完全な非刑罰化も看取できる。ここでの完全な非刑罰化という表現は、可罰性の完全な阻却という現象、つまり刑法でも軽犯罪法でも可罰性が阻却されるという現象を意味する。このような現象についてはさまざまな原因を挙げることができる。この点に関連して、さまざまな行動に対する世論の変化を看取することも有意義であるが、このことが倫理の領域と結びついていることも稀ではない。

自由主義的な傾向は、たとえば、性倫理の領域で見出すことができる。1969

(18) ポーランド刑法においては、重大な身体傷害とその他の身体傷害並びに健康侵害の区別基準は、正常な器官機能の侵害の期間ないし疾病の期間に求められている。境界は、7日間である。1997年の刑法157条1項を見よ。

(19) 刑法草案理由書, Warszawa 1997, S. 191を見よ。

年末まで効力を有していた1932年のポーランド刑法においては、ホモセクシュアル間の性売春が207条の軽罪とされていた。1969年の刑法は、この行為の可罰性を完全に阻却した。ポーランドでの1997年の法典編纂の際に、この領域では一層の自由主義化が進んだ。このことは、とりわけ猥褻物の可罰性の限界にあてはまるということができる。1969年のポーランド刑法173条では、猥褻文書、印刷物、写真その他の物の頒布が軽罪と見なされていたのに対して、新刑法202条によれば、その可罰性は、猥褻的な内容を持った物の呈示が購買者の意思に反して行われたり、15歳以下の未成年者に対して行われた場合のみに限定された。これは、従来は可罰的であった猥褻物頒布罪のその他の領域の完全な非犯罪化を意味する。ちなみに、最近では、上述の1969年の刑法173条は、何が猥褻物かという基準がきわめて問題であるという理由から、まったくといってよいほど適用されていなかったのである。

ある規定が実務上は使用されていないという事実は、非刑罰化のための論拠として役立つ。われわれは、ポーランド刑法の最近の改正からその一つの例を挙げることができる。1969年の刑法147条においては、道路交通上の安全と結びついた活動を行う際の酩酊とその他の職業上の活動を行う際の酩酊を、それが人の生命ないし健康に対する危険あるいは重要な財産に対する危険をもたらす場合に限り、軽罪であるとしていた。1997年の新刑法180条によれば、道路交通上の安全と結びついた活動の遂行の際の酩酊のみが可罰的であるとされ、さらに、それについては、1969年の刑法147条よりも厳しい刑罰が法定された⁽²⁰⁾。そして、その一方で、上述した状況下での他の職業上の活動の際の酩酊はもはや可罰的でないとされた。このような非犯罪化の唯一の理由として、先の政府委員会は、1969年の刑法のこれに対応する規定（147条2項）が基本的には適用されていなかったことを挙げている⁽²¹⁾。

ポーランドの政治システムの完全な変換にその理由が求められるような非犯罪化の問題領域は、この報告が扱う問題を超える。というのは、この種の非犯罪化は、軽微犯罪と関係しないからである⁽²²⁾。

(20) 1969年の刑法147条1項の二年以下の自由刑、自由制限刑あるいは罰金を伴う危険化と比較して、1997年の刑法180条の3月以上5年以下の自由刑を伴う危険化。

(21) 刑法草案理由書, Warszawa 1997, S. 192を見よ。

(22) この種の非犯罪化は、たとえば、1991年10月25日の国防義務に関する法律の改正に関する法律 [Dziennik Ustaw (法令集) 1991, Nr. 114, Position 419] に

6 ポーランドの立法の最近の進展においては、さらに他の現象もみられる。つまり、従来は犯罪や軽犯罪であったものを行政犯に変更するという問題がこれである。このような現象も非犯罪化の枠内で検討しなければならないことはいまでもない。従来は犯罪ないし軽犯罪であったものを行政犯にするというプロセスは、とりわけ環境保護の領域に看取することができる。**Buchała** (ブハワ) が正当にも述べているように、「環境保護の領域では、行政法の規定が主要な役割を果たし、刑法にはもっぱら補充的な機能のみが与えられている」⁽²³⁾。とはいえ、ポーランドの立法のこのような傾向は激しい議論の対象となっている。

さまざまな法秩序においては、軽犯罪と行政犯罪という不法の二つの形式の区別は決して明白なものとはいえないのであるから、とりわけ、ポーランド法に基づいた軽犯罪と行政犯罪の明確な区別がここでは示されなければならない。

そこで、ポーランド法における軽犯罪と行政犯罪の以下のようないくつかの基本的な差異を指摘することができる。

まず第一に、ポーランド刑法においても軽犯罪法においても、責任が答責性の前提条件となっている。これに対して、行政犯罪の答責性 (Verantwortlichkeit) は責任と関係しない。このことは、ポーランド最高行政裁判所の判例においても明らかである。最高行政裁判所は、ある判決において、環境保護の領域で規定されている過料は、責任も環境上有害な結果の発生も前提とせず、過料を課すための唯一の根拠は行政法違反のみであるということを強調している⁽²⁴⁾。

よって導入された。Filar は、以下のような興味深い方法で、この非犯罪化を注釈している。すなわち、「この法律によって、他の時代に由来する犯罪が、それが今日ではまったく適切でないという理由から非犯罪化されている」というのがこれである。Filar 注 (5), S. 311を見よ。

(23) Buchała, Das Strafrecht und neue Formen und Techniken der Kriminalität, in: Neue Erscheinungsformen der Kriminalität in ihrer Auswirkung auf das Straf- und Strafprozeßrecht. Deutsch-polnisches Strafrechtskolloquium. Białystok/Rajgród 12.-17. September 1995, Białystok 1996, S. 21.

(24) 1986年12月9日, IV SA 704/86, Orzecznictwo Naczelnego Sadu Administracyjnego (最高行政裁判所判例集) 1986, H. 2, Position 66の最高行政裁判所の判決。Radecki, Straftaten, Übertretungen und Verwaltungsdelikte im

第二に、規範に違反する態度の一種としての行政犯罪は、刑法上の制裁とは異なった制裁に結び付けられている。自由剥奪刑や自由制限刑が刑法や軽犯罪の制裁システムに固有のものであることはいうまでもない。行政法において行政犯罪に予定されている過料は、刑法ないし軽犯罪法での罰金とは区別される。確かに、ポーランドの軽犯罪法での罰金は、刑法上の罰金とは異なり、日数罰金の形で言い渡されることはないが、しかし、この二つの法領域での刑の量定は、同一のルール、つまり、刑罰の個別化の原則によって行われる。これに対して、行政犯罪に対する過料の負課の際には、刑罰の個別化ルールは働かない。行政犯罪の場合には、過料の負課は、一覧表の形で規定されている過料表を使用して行われるのである。**Radecki**（ラデッキー）が正当にも述べているように、過料の負課は、「単純な算数的な操作に還元することが可能な」⁽²⁵⁾のである。

第三に、軽犯罪や犯罪に対する答責性は、自然人のみが担うが、これに対して、行政犯罪の答責性は、部分的には、法人にも該当する。ちなみに、この答責性は、本来は「組織体（Organisationseinheiten）」のみに制限されていた。だが、1993年6月に施行された環境法が新しい条項を付け加えたことによって、この領域でも、重要な変更等がもたらされた。つまり、「組織体」という概念が、自然人の経済活動にも拡張されたのである⁽²⁶⁾。このことは、われわれの考察にとっても重要な意味をもっている。

第四に、行政犯罪事件は、行政官庁の管轄下にあり、これに対して、軽犯罪事件においては、上述の合議体が管轄を有している。

前述のような、これまで犯罪ないし軽犯罪であったものを行政犯罪に変更するという現象は、ポーランドの立法上は90年代にみられるようになった⁽²⁷⁾。

環境保護において、このような現象がとりわけ重要な役割を果たす領域は、

polnischen Umweltstrafrecht, in: Neue Erscheinungsformen der Kriminalität in ihrer Auswirkung auf das Straf- und Strafprozeßrecht. Deutsch-polnisches Strafrechtskolloquium Białystok-Rajgród 12.-17. September 1995, Białystok 1996, S. 216 を見よ。

(25) Radecki 注 (22), S. 217.

(26) Radecki 注 (22), S. 221.

(27) Radecki, Rozwój przepisów karnych o ochronie środowiska w polskim prawie wykroczeń (ポーランド軽犯罪法における環境保護に関する刑罰規定の展開), in: Rozwój polskiego prawa wykroczeń (ポーランド軽犯罪法の展開), Lublin 1996, S. 115.

海洋環境保護の領域での法規制である。1991年3月21日の法律⁽²⁸⁾は、これまで犯罪ないし軽犯罪であったもののほとんどすべてをこの法律の55条ならびに56条に挙げてある行政犯罪へと変更した。ポーランドの立法における同一の方向性を、海洋漁業の領域での⁽³⁰⁾1996年1月18日の法律⁽²⁹⁾が示している。

従来は犯罪ないし軽犯罪であったものを行政犯罪へと変更するプロセスは、**Radecki**によって批判的に評価されている⁽³¹⁾。彼が具体例で示しているように、行政犯罪に対する過料は、軽犯罪について規定されている罰金の上限を超えることもありうる。したがって、この形態の非犯罪化は、一つのパラドキシカルな結果をももたらす。なぜならば、かつては可罰的であった行為が、行政法違反として、より厳しく扱われることもあるからである。

あるいは、この非犯罪化のもう一つ別の否定的な結果がより大きな意味をもつともいえよう。つまり、管轄を有する機関とそれと結びついた手続上の保障の問題が重要な意味をもつのである。上述のように、軽犯罪事件では、確かに裁判所以外の機関ではあるが、1990年以来その決定がすべて司法コントロールを受けることとなった合議体によって、事件処理がなされてきた。これとは異なり、行政犯罪に対する過料の負課は、管轄を有する行政機関の審査コントロール下におかれる。行政犯罪事件での行政機関の最終的な決定は、確かに最高行政裁判所に異議を申し立てることが可能であるが、しかし、最高行政裁判所のコントロールは、行政犯罪事件の決定の適法性の審査に制限されている。したがって、このコントロールは、すべての行政法上のコントロールと同様に、行政犯罪事件の法的ないし事実的な側面すべてに及んでいるわけではない。このことは、人権の領域での国際的な水準の要請と密接に結びついている。ストラスブールの（欧州人権裁判所の一訳者注）判決によれば、行政裁判所のコントロールは、決して欧州人権条約（EMRK）6条に基づく要請、つまり、司法手続を受ける権利を充足していないのである⁽³²⁾。

7 この報告の最後の部分にやってきた。ここで、以上述べたことを簡単に要約をしておきたい。

(28) Dziennik Ustaw（法令集）1991, Nr. 32, Position 131.

(29) Dziennik Ustaw（法令集）1996, Nr. 34, Position 145.

(30) Radecki 注（25）, S. 115.

(31) Radecki 注（25）, S. 115ff.

(32) 1995年10月23日の Schmutz 対オーストリア事件の判決, Publications of the European Court of Human Rights. Series A 328-A. を見よ。

非犯罪化は、ポーランドの立法においては、一つの同質の現象であるというわけではない。完全な非犯罪化、それによれば、従来は犯罪あるいは軽犯罪（違警罪）であったものがおよそ違法でなくなるという形での非犯罪化は、常に自由主義化の一つのあらわれである。ポーランドの立法実務が示しているように、この種の非刑罰化は、一つの線をなしているのではなく、それぞれが独立した個別的な現象として見出されるにすぎないのである。これとは異なり、従来は軽罪であったものを軽犯罪に変更する、あるいは、従来は犯罪ないし軽犯罪であったものを行政犯罪へと変更することは、多かれ少なかれ、ある一定の傾向をなしているということができる。もちろん、たとえ、それが一つの継続的な傾向とはいえないにせよ。そして、60年代ないし70年代に支配的であった傾向、つまり、財産犯の領域で軽罪を軽犯罪に変更するという傾向は、まもなく逆転することとなった。しかし、これに関連して、従来は犯罪ないし軽犯罪であったものを行政犯罪へと変更するという最近環境保護の領域で看取される現象も早晚逆転するに違いないと判断することは、あまりに性急にすぎる。しかし、ともあれ、このような非犯罪化の形態を、立法の進展における自由主義傾向のあらわれであるとみなすことは決してできない。上述した現象をこのように解釈しようと試みるならば、それは間違いを犯すことになるだろう。とはいえ、実務において示されているように、違法な行為の枠内でのこのような二つの形式での変更は、「行為者」に有利に働きうるものなのである。

[訳者あとがき]

本稿は、1999年10月28日に早稲田大学において行われた講演会（同大学比較法研究所主催）でのポーランド・ヤギェウオ大学のZ・ゴスティンスキー教授の講演原稿の翻訳である。（ちなみに、同教授によると、ポーランドの古都クラクフにあるヤギェウオ大学は、創立1364年で、世界で最も古い大学の一つであるとのことである）。同教授は、1944年生まれの56歳で、刑法・刑事訴訟法に関して既に約100本の論文と13冊の著書を公刊しており、また刑法及び刑事訴訟法の改正準備作業にも委員会の一員として関与した。1992年から1994年の2年間は、アメリカ合衆国ワシントン州のWiolener University Law Schoolの客員教授を勤めており、アメリカ法についても造詣が深い。また、1999年11月1日から3日に関西大学で開催された第2回ドイツ・ポーランド・日本刑法コロキウムにも、軽微犯罪の非犯罪化のセッションの報告者として参加した（このコロキウムの内容については、山中敬一「国際刑法コロキウム探訪」（現

代刑事法11号70頁以下)を参照)。

本稿では、ポーランドの立法経過において、完全な非犯罪化・軽罪から軽犯罪あるいは刑法上の犯罪から行政犯へという形での非犯罪化などさまざまな形態での非犯罪化がさまざまな理由から行われている現状が具体的な例をあげて紹介されていると同時に、それぞれの非犯罪化の持つ問題点も指摘されている。同じくドイツ刑法学の影響を受けているにもかかわらず、これまでのところ情報があまり多くないポーランド刑事法の状況を知るための一つの格好の資料となるものと思われる。なお、1998年9月1日から施行されたポーランド新刑法典(1997年)の各条文に関しては、「Das polnische Strafgesetzbuch, Sammlung ausländischer Strafgesetzbücher in deutscher Übersetzung 112, 1998, Max-Planck-Institut für ausländisches und internationales Strafrecht」を参照されたい。